

# 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」への登録申請について

2022年12月12日

栄ガス消費生活協同組合は、12月7日（水）に経済産業省の「電力・ガス価格激変緩和対策事業（以下、本事業）」によるガス料金の軽減措置を実施するため、本業への登録申請を行いました。

本事業は、国が指定する値引き単価によりお客様の使用量に応じたガス料金の値引きを行った事業者に対して、その原資を国が支援するものです。

## 1. ガス料金軽減措置の内容

2023年1月使用（2月検針）分から8月使用（9月検針）分のガス料金に適用となる原料費調整単価から1m<sup>3</sup>あたり30円（税込み）を、2023年9月使用（10月検針）分のガス料金に適用となる原料費調整単価から1m<sup>3</sup>あたり15円（税込み）を差し引いた単価に基づきガス料金を算定いたします。

※都市ガスの年間契約量が1,000万m<sup>3</sup>以上のお客さま及び発電事業者は対象外

標準的なご家庭（月間使用量51m<sup>3</sup>）では、毎月1,530円（税込み）（9月使用分は765円（税込み））の値引きとなります。

値引き後の毎月のガス料金については、当組合ホームページや「ガス使用量のお知らせ（検針票）」等にてお知らせする予定です。なお、本事業による値引きに関して、お客さまご自身でのお手続きや当組合へのご連絡は不要です。

## 2. 本事業に関するお問い合わせ先

詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。電気・ガス価格激変緩和対策事務局へお問い合わせください。

【経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト】

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general>

【お問い合わせ窓口】

資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局

TEL：0120-013-305

受付時間：全日9時から17時まで（年末年始を除く）

<お問い合わせ先>

栄ガス消費生活協同組合

業務課

TEL：0256-45-2049